

県の責務 【条例第3条】	① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
------------------------	--

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組状況(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の取組予定	所属										
施策の展開 (1)	県政情報の手話による発信等																
【第8条第1項】 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。	① 手話付きテレビ広報番組の制作・放映 テレビ放送により県が提供する広報番組及び同番組の動画配信(YouTube等)において、手話を挿入して放送・配信します。 ② 知事定例記者会見等における手話通訳の実施 知事定例記者会見等において手話による通訳を実施します。 ③ 県庁見学における情報保障の確保 県庁見学において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ④ みえ出前トークにおける情報保障の確保 みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ⑤ 県のイベント・会議等における情報保障の確保 県が実施するイベントや会議、コマーシャル等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。 ⑥ 文化施設における情報保障の推進 県立文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの”みえ”推し！」(5分/週1回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して放映・配信しました。 県政だより みえ 12回 よしお兄さんの”みえ”推し! 42回 ・知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。 ・台風等に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置しました。 知事定例記者会見における手話通訳 47件 ・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件 ・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件 ・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 ・県の全部局に対し、県が実施するイベント・会議等における手話通訳者配置等の情報保障の確保について周知しました。イベント等における情報保障の確保についての手引(手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する手引)を作成し、全庁に公開することで、手話通訳者配置を働きかけました。 下記のとおり情報保障の推進を行いました。 ・「筆談にて対応可」の案内を掲示(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) ●手話通訳実施 <美術館> ・手話通訳+要約筆記 記念講演会「憧れのイスパニア：長崎県美術館のスペイン美術コレクションの形成と発展」(7/20・参加者60名) ・筆談鑑賞会(手話通訳) 筆談鑑賞会「みる+かく+よむ=つながる」(9/22・参加者11名 9/23・参加者10名) <総合文化センター> ・ファンファーレ事業「緒方恵美講演会」(5/11) ・三重のまなび講演会2024「リュウジ式至高の講演会-料理がおしえてくれたこと-」(4/28) ・みえアカデミックセミナー2024オープニング「知るを愉しむ」(7/7) ・フォーカスみえ 上野千鶴子講演会「ニギと私」(9/14) ・男女共同参画フォーラム～みえの男女(ひと)2025～(3/8) ・来館者への赤外線補聴援助装置の貸出、インフォメーション・チケットカウンター・各事務室に簡易筆談器(ボード)を設置しました。 ●その他 <総合博物館> ・企画展「標本」、「刀剣」の設置映像では音声に合わせて字幕を表示しました。また博物館でインターネット公開している動画コンテンツについては字幕を表示しました。館内の受付カウンター等では、筆談可能であることを掲示しています。非常時の観覧者の避難誘導において、危機・避難を視覚認識できる文字ボードを用意し、避難訓練等を通して実践に備えました。 <斎宮歴史博物館> ・災害などの非常時に迅速かつ的確な案内誘導ができるよう、受付(インフォメーション)に、避難誘導用の説明ボードを新たに設置しました。 <図書館> ・閲覧室各カウンターに利用者で筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」及び「コミュニケーション支援ボード」を設置しました。 ・ろう者と聴者が参加し交流できる手話によるおはなし会(8/8)を開催しました。 ・災害などの非常時に迅速かつ的確な案内誘導ができるよう、閲覧室各カウンターに避難誘導用の文字ボードを新たに設置しました。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの”みえ”推し！」(5分/週1回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して放映・配信しました。 県政だより みえ 8回 よしお兄さんの”みえ”推し! 28回 ・知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。 知事定例記者会見における手話通訳 31件 ・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件 ・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件 ・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 ・県の全部局に対し、県が実施するイベント・会議等における手話通訳者配置等の情報保障の確保について周知しました。イベント等における情報保障の確保についての手引(手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する手引)を全庁に公開することで、手話通訳者配置を働きかけています。 下記のとおり情報保障の推進を行いました。 ・「筆談にて対応可」の案内を掲示(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) ●手話通訳実施 <総合博物館> ・夏季企画展関連イベント「熊野歎心十界曼荼羅絵解き」(9/20) ※対象者なしのため手話通訳は未実施となりました。 <総合文化センター> ・三重のまなび講演会2025(5/10) ・みえアカデミックセミナー2025オープニング(7/5) ・プレリユード事業(10/13) ・男女共同参画フォーラム～みえの男女(ひと)2025秋～(11/29) ・来館者への赤外線補聴援助装置の貸出、インフォメーション・チケットカウンター・各事務室に簡易筆談器(ボード)を設置しました。 ●その他 <総合博物館> ・非常時の観覧者の避難誘導において、危機・避難を視覚認識できる文字ボードを用意し、避難訓練等を通して実践に備えました。 <美術館> ・難聴者・中途失聴者団体(2団体・8人/7月26日)来館時に、ヒアリングループ、字幕付スライド等を使用したスライドレクチャー及び作品鑑賞を実施しました。 <斎宮歴史博物館> 災害などの非常時に迅速かつ的確な案内誘導ができるよう、受付(インフォメーション)に、避難誘導用の説明ボードを設置しました。 <図書館> ・閲覧室各カウンターに利用者で筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」及び「コミュニケーション支援ボード」を設置しました。 ・ろう者と聴者が参加し交流できる手話によるおはなし会(8/21)を開催しました。 ・災害などの非常時に迅速かつ的確な案内誘導ができるよう、閲覧室各カウンターに避難誘導用の文字ボードを設置しました。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの”みえ”推し！」(5分/週1回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、引き続き、手話通訳を行う必要があります。 ・定例会見にとどまらず、臨時会見や緊急の呼びかけなど知事会見を行う際は、可能な限り手話通訳を配置する必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。 ・引き続き、手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・テレビ放送により県が提供する広報番組及び同番組の動画配信(YouTube)において、手話を挿入して放送・配信します。 ・引き続き、知事定例記者会見に手話通訳を配置します。 ・臨時的に行う知事会見等にも、可能な限り手話通訳を配置していきます。 ・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。 ・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持していきます。 ・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	各部局共通	環境生活部	文化振興課

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和7年度の実績(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の実績予定	所属
(続き)		<p>⑦ 選挙における情報保障の推進 政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。</p>	<p>・令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の立候補予定者説明会で三重県聴覚障害者協会と連携して、政見放送へ手話通訳を付すことを促しました。</p>	<p>・令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙及び令和7年9月7日執行の三重県知事選挙の立候補予定者説明会で三重県聴覚障害者協会と連携して、政見放送へ手話通訳を付すことを促しました。</p>	<p>・引き続き、政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。</p>	<p>・政見放送が実施される選挙が執行される場合、候補者に対し政見放送への手話通訳の付与について働きかけを行います。また、三重県聴覚障害者協会及び政見放送実施局と連携して、円滑に収録・放送ができるように調整を図ります。</p>	選挙管理委員会	
		<p>⑧ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p>	<p>・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」の活用が広がるよう、県の新規採用者研修や市町職員向けの研修等において周知・啓発を図りました。</p>	<p>・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」の活用が広がるよう、県の新規採用者研修や市町職員向けの研修等において周知・啓発を図りました。</p>	<p>・引き続き、手話の利用を含めたわかりやすい情報の発信やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進める必要があります。</p>	<p>・引き続き、県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図り、手話を含めたわかりやすい情報の発信を促進します。</p>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
		<p>⑨ 手話付き映像作品の拡充・貸出 ろう者が様々な情報を入手できるよう、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品を拡充するとともに無料貸出を行います。</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。 三重県聴覚障害者支援センター：103件 聾学校：113件</p> <p>・手話付き映像作品の製作に取り組みました。 盲ろう当事者による手話動画：8本</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。 三重県聴覚障害者支援センター：41件 聾学校：106件</p>	<p>・引き続き、手話付き映像作品を拡充する必要があります。</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行います。 ・手話付き映像作品の製作に取り組みます。 ・聴覚障がいについての啓発動画を制作します。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和7年度の実績(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の実績予定	所属
<p>施策の展開(2)</p> <p>手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等</p>	<p>【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。</p>	<p>① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 手話通訳者等の派遣や、ろう者からの相談に応じるなど、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。</p>	<p>・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応しました。 登録相談員数：10名 相談件数：33件 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を毎月第1木曜日に開催しました。 延べ参加者数：66名</p>	<p>・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応しました。 登録相談員数：10名 相談件数：16件 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を毎月第1木曜日に開催しました。 延べ参加者数：68名</p>	<p>・引き続き、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施する必要があります。</p>	<p>・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応します。 ・三重県などが実施する研修へ積極的に参加し、相談対応力の向上を図ります。 ・関係機関や専門機関との連携を図るとともに、専門知識を有する相談員の登録を呼びかけます。 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を開催します。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
	<p>② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。また、感染症の拡大防止や災害時における意思疎通支援のツールとして提供を開始した遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、手話通訳者等の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用を促進し、ろう者の情報アクセシビリティの向上を促進します。さらに、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。</p>	<p>・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、システム提供元が呼びかける情報交換会に出席する等により、実施状況の検証や課題分析をしました。 ・遠隔手話通訳サービスの利用機会を拡大できないか、サービス提供方法などの検討を行っています。 ・遠隔手話通訳サービスなどICT等を活用した意思疎通支援について、市町への周知を行いました。また、市町や関係団体と連携・協力を得て説明会を実施しました。 説明会開催数：2回 ID登録者数：89名 ・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスのアプリを使ったお試し接続の期間を設ける等、利用促進に努めました。 遠隔手話相談件数：1件 遠隔手話通訳サービス件数：0件</p>	<p>・遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、システム提供元が呼びかける情報交換会に出席する等により、実施状況の検証や課題分析をしました。 ・遠隔手話通訳サービスの利用機会を拡大できないか、サービス提供方法などの検討を行っています。 ・遠隔手話通訳サービスなどICT等を活用した意思疎通支援について、説明会を実施しました。 説明会開催数：1回 ID登録者数：91名</p>	<p>・遠隔手話通訳サービスなどICTを活用した意思疎通支援について、引き続き啓発活動に努め、利用促進を図る必要があります。</p>	<p>・引き続き、遠隔手話通訳サービスなどICTを活用した意思疎通支援について利用促進を図ります。 ・遠隔手話通訳サービスの利用機会を拡大できないか、サービス提供方法などの検討を引き続き行います。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)	
	<p>③ ろう者による警察への緊急通報手段の周知及び職員に対する電話リレーサービスの啓発 ろう者による警察への緊急通報の手段として「ファックス110番」、「ウェブ110番」、「110番アプリシステム」及び「電話リレーサービス」があることを、1月10日の「110番の日」の広報のほか、県警ホームページへの掲載、聴覚障がい者団体を通じた情報提供により、周知を図ります。また、電話リレーサービスを利用した緊急通報に適切に対応するため、県警職員に対する周知の徹底を図ります。</p>	<p>・ろう者による警察への緊急通報手段である「ファックス110番」、「ウェブ110番」、「110番アプリシステム」及び「電話リレーサービス」の利用方法等について、三重県警察ウェブサイトへの掲載や、令和7年「110番の日」の広報活動において各種広報媒体を活用し、情報発信を行いました。 ・三重県立聾学校において、児童・生徒及び教職員を対象に「110番アプリシステム」等の緊急通報手段、その利用方法について手話通訳を介して広報を行うとともに、操作方法を実演して、同システムの浸透を図りました。 ・三重県聴覚障害者協会が主催の「みみフェスティバル2024」に参加し、「110番アプリシステム」等の緊急通報手段、その利用方法について手話通訳を介して来場者に広報し、利用促進を図りました。</p>	<p>・三重県聴覚障害者協会及び三重県聴覚障害者支援センターが主催の「みみフェスティバル2025」に参加し、「110番アプリシステム」等の緊急通報手段、その利用方法について手話通訳を介して来場者に広報し、利用促進を図りました。</p>	<p>・引き続き、ろう者ための緊急通報手段及び利用方法などについて周知を図る必要があります。</p>	<p>・各種広報媒体、聴覚障害者団体を通じた情報提供などによって、ろう者ための緊急通報手段及び利用方法について周知を図ります。 ・ろう者が交番等を訪問した際に勤務員が不在の場合でも、警察署員と手話通訳オペレータを通じたやりとりができるよう、電話リレーサービスの手話リンク(※)を導入します。 (※)一般財団法人日本財団電話リレーサービスによる手話リンク</p>	警察本部	通信指令課 地域課	

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の実績予定	所属	
施策の展開(3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置	【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等をはじめとする必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① 福祉避難所の確保促進 災害時等において、ろう者の手話等による情報・コミュニケーションを支援できるよう、市町に対し、一般避難所でのろう者への支援に関する検討・準備のほか、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	・市町担当者会議や市町担当者へのヒアリングにおいて、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 ・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。	・市町担当者会議において、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 ・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。	・福祉避難所は全29市町に確保されており、少しずつ増えてきていますが、不足している市町もあるため継続して働きかけを行う必要があります。 ・発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、引き続き運営マニュアルの策定の促進に取り組む必要があります。	・引き続き、福祉避難所の確保促進及び、運営マニュアルの策定促進に向け、市町に働きかけます。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
		② 災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討 市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」に基づく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）における聴覚障がい者団体の役割について、検討を進めます。	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。 ・三重県聴覚障害者協会が協力施設として加入している、「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」研修に、DWA T登録員（災害支援サポーター、三重県聴覚障害者支援センター職員）が参加しました。 ・市町との連携のあり方について、協定締結市町との意見交換を行いました。	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めています。	・市町との連携を密にし、発災時に備えた対応を検討する必要があります。 ・三重県DWA Tにおける聴覚障がい者団体の役割について検討を行う必要があります。	・協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めます。 ・市町との連携のあり方や、三重県DWA Tにおける聴覚障がい者団体の役割について、検討を進めます。	子ども・福祉部	障がい福祉課（聴覚障害者支援センター）
		③ 聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進 災害発生時において、要支援聴覚障がい者への情報提供や意思疎通支援などを適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び防災関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催しました。 参加者数：66名 災害支援サポーター：134名	・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催しました。 参加者数：35名 災害支援サポーター：132名	・サポーター研修を実施した結果、新規の登録申込がありました。 ・登録者の更新をする必要があります。	・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催し、登録を推進します。 ・市町等に聴覚障がい者災害支援サポーターを派遣し、災害時における聴覚障がい者への支援について啓発します。	子ども・福祉部	障がい福祉課（聴覚障害者支援センター）

**基本的施策
3** 手話の普及等【条例第10条】

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和7年度の取組状況(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の取組予定	所属
施策の展開 (1) 県民が手話を学習する機会の確保等							
【第10条第1項】 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。	① 県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報等の掲載 条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページやSNSを通じて、条例の概要や手話に関する情報を発信するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。	・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。 ・ホームページに加え、LINEの活用を開始し、タイムリーな情報発信に努めました。	・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しています。 ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。 ・ホームページに加え、LINEの活用を開始し、タイムリーな情報発信に努めています。	・ホームページでの情報発信に加え、LINEによる情報発信ができました。登録者数が増加しました。	・引き続き、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、手話に関する情報発信に取り組みます。 ・よりホームページを見てもらえるよう、内容の拡充やPRに取り組みます。 ・LINEでの情報発信を積極的に行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
	② 手話パンフレット等による普及啓発 手話パンフレットなどを活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用し、親しみやすく効果的な手話の普及啓発に取り組みます。	・「できるカモン」等を活用したチラシやクリアファイルを市町等に提供し、手話啓発を支援しました。 ・県が開催する手話講座だけでなく、三重県新規採用職員研修や手話サークル団体の活動など、様々な機会を活用して手話パンフレットやクリアファイルを配布した結果、例年より多くの箇所配布し、手話の普及を図ることができました。	・「できるカモン」等を活用したチラシやクリアファイルを市町等に提供し、手話啓発を支援しています。 ・県が開催する手話講座だけでなく、手話の授業を行っている高校や手話サークル団体の活動など、様々な機会を活用して手話パンフレットやクリアファイルを配布し、手話の普及を図っています。	・特に若い人に対して、手話の普及啓発を進める必要があります。	・引き続き「できるカモン」を活用した啓発資料(チラシ・クリアファイル等)を用いて、手話の普及啓発に取り組みます。	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
	③ イベント等を活用した手話の普及啓発 次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、多くの人が集まる場など様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及促進を図ります。	・聴覚障がいへの理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページに公開しました。 啓発動画：3件 ・家庭福祉・施設整備課と連携し、6月1日に大型商業施設で開催した県主催イベント「とこまると遊ぼう！ユニバーサルデザインと合理的配慮」において、手話体験コーナーを設け、手話の普及促進を図りました。 ・県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、11月10日に四日市市中央緑地公園において「センターまつり」を開催しました。	・聴覚障がいへの理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページに公開しました。 啓発動画：8件 ・9月23日、三重県総合文化センター内で実施した手話まつりにおいて、センターの啓発、周知を行いました。 ・県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、10月26日に鈴鹿ハンターにおいて「センターまつり」を開催しました。	・動画作成によって、広く啓発を行うことができました。 ・イベント等を活用して手話の普及啓発を行う必要があります。	・ろう者の理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成します。 ・引き続き、県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、「センターまつり」を開催します。開催の際には、多くの県民が利用する施設で開催することにより、効果的な普及推進を図ります。	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
	④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるよう、県民向け手話講座の開催回数を増やすなど、拡充に努めます。	・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生向け手話講座を計20回実施しました。[社協3回、公民館1回、県総合文化センター1回、津地方裁判所1回、小学校5回、中学校2回、高校3回、放課後児童クラブ1回、ボランティア団体1回、企業2回]	・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生向け手話講座を計15回実施しました。[社協1回、市民活動センター1回、小学校8回、中学校1回、高校3回、企業1回]	・引き続き、幅広い方を対象に手話講座を開催する必要があります。 ・県立図書館にて「手話のおはなし会」を開催したことにより、県内各地から親子の参加がありました(実施：三重県聴覚障害者協会)。	・引き続き、県民向け手話講座を開催します。	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)
	⑤ 手話サークル団体の情報提供等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体に係る情報提供を行います。	・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供を三重県聴覚障害者支援センターのホームページ等で行いました。	・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供を三重県聴覚障害者支援センターのホームページ等で行っています。	・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体等の情報提供を行う必要があります。	・手話サークル団体の交流促進等を図ります。 ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供をホームページ等で行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課(聴覚障害者支援センター)

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和7年度の実績(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の実績	所属
施策の展開(2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施	【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を5回（内、オンライン併用1回）実施し、56人が受講しました。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を5回（内、オンライン併用1回）実施し、40人が受講しました。 ・三重県新規採用職員研修にて、手話研修を実施しました。	・引き続き、県職員及び市町職員に対する手話研修を実施する必要があります。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を5回実施します。研修は、手話通訳者及びろう者が講師となり、参加者が、手話を身近に感じられる内容とします。	子ども・福祉部	障がい福祉課（聴覚障害者支援センター）
		② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 手話やろう者への理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するため、県内の教職員に対するオンデマンド型研修（ネットD E研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。	・県内関係機関（学校も含む）にオンデマンド型研修（ネットD E研修）を紹介するため、三重県総合教育センターWebページの研修一覧に本講座の情報を掲載するとともに、案内を配付しました。また、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を案内しました。 ・オンデマンド型研修（ネットD E研修）では、本年度68人の受講がありました。	・県内関係機関（学校も含む）にオンデマンド型研修（ネットD E研修）を紹介するため、三重県総合教育センターWebページの研修一覧に本講座の情報を掲載するとともに、案内を配付しました。また、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を案内しました。 ・オンデマンド型研修（ネットD E研修）では、本年度43人（11月末時点）の受講がありました。 ・令和7年度中に研修教材の更新を行う予定です。	・オンデマンド型研修（ネットD E研修）では、43人の受講がありました。 ・研修教材の情報が古くなっているため、更新する必要があります。 ・オンデマンド型研修（ネットD E研修）について、様々な機会を通して、周知したり、受講を推奨したりするなど、引き続き受講の促進に努める必要があります。	・年度当初の県内関係機関（学校も含む）に、オンデマンド型研修講座（ネットD E研修）を紹介するために、三重県総合教育センターWebページの研修一覧で本講座の情報を掲載します。特別支援教育に係る講座においては、本講座の受講を推奨したり、悉皆研修等集合研修の機会に講座案内のチラシを配付したりするなど、引き続き受講の促進に努めます。	教育委員会	研修推進課
条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和7年度の実績(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の実績	所属
施策の展開(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進	【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、外部講師による手話でのコミュニケーション学習、学習発表会・音楽発表会での手話歌披露といった取組を実施しました。これらの取組を通じて、児童生徒は手話について理解を深めました。また、地域のこども園などでも手話歌を披露し、交流を深めました。	・小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、外部講師による手話でのコミュニケーション学習、学習発表会・音楽発表会での手話歌披露といった取組を実施しました。これらの取組を通じて、児童生徒は手話について理解を深めました。また、地域のこども園などでも手話歌を披露し、交流を深めました。	・小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話について学習する機会を含めた、福祉教育の理解を深める体験学習に取り組んでいます。	・手話教室等による体験学習や、国語科や音楽科などで手話を題材にした学習をするなど、各学校や各市町において、児童生徒が手話を学ぶ様々な取組が進められています。 ・特定の機会に学習するだけでなく、発達段階に応じた学習を年間計画に位置付けたり、普段の生活から手話に親しむ場を設定したりする必要があります。 ・各学校や各市町における好事例等、引き続き情報提供する必要があります。	・小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、手話について学習する機会を含めた福祉教育が進められるよう、各市町等教育委員会の指導主事等を対象とした会議等で情報提供し、啓発に努めます。	教育委員会	小中学校教育課
		② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目等により手話に関する授業を実施します。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しています。 ・手話を学ぶ県立高等学校の中では、文化祭や地域のイベント等で手話を披露するなど、手話の普及に取り組んでいます。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しています。 ・手話を学ぶ県立高等学校の中では、文化祭や地域のイベント等で手話を披露するなど、手話の普及に取り組んでいます。	・引き続き、学校設定科目を開設し、手話に関する授業を実施できるようにする必要があります。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施します。 ・文化祭や地域のイベント等で授業で学んだ手話を披露したりするなど、手話の普及に取り組めます。	教育委員会	高校教育課
		③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進める際には、手話の普及促進に係るリーフレット等を活用し、手話についての理解啓発を図ります。	・学校間交流を、幼稚園4回、小学部8回、中学部6回、高等部2回、寄宿舎2回（オンラインによる交流を含む）実施し、手話についての理解啓発を図りました。	・学校間交流を、幼稚園4回、小学部4回、中学部5回、高等部2回、寄宿舎2回（オンラインによる交流を含む）実施し、手話についての理解啓発を図りました。また、学校間交流とは別に、聾学校の教職員が希望のあった小学校総合的な学習の時間に、手話の理解啓発として出前授業を2回（2校）行いました。	・対面による交流及び共同学習を実施しました。 ・引き続き、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図る必要があります。	・聾学校において小中学校等との交流及び共同学習を計画的、組織的に進めます。 ・交流及び共同学習において、小中学校等の幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図ります。	教育委員会	特別支援教育課

(続き)	<p>④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料(県教育委員会作成)の教材活用を各学校に働きかけます。また、様々な教科学習においても、手話に関する内容の学習に取り組むよう、各学校に働きかけます。</p>	<p>・障がい者の人権に係る問題に対する取組を進めるため、教職員を対象に人権学習指導資料の活用講座を行いました。講座の中では「三重県手話言語条例」の基本的施策において子どもに対する手話学習の取組の促進が提起されていることにもふれながら研修を行い、26人の教職員が参加しました。</p>	<p>・人権教育推進委員会等代表者を対象とする研修会や、人権教育課の指導主事が指導助言を行う研修会等において、手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料を紹介し、教材活用を各学校に働きかけています。 ・初任者ハンドブックのWeb資料の中に人権学習指導資料の紹介ページを設け、活用の促進を図っています。</p>	<p>・障がい者の人権に係る問題の解決に向けた学習を進めるため、人権学習指導資料の活用を促進しました。また、「三重県手話言語条例」をふまえて、各教科の教材や内容に関連づけて、手話についての学習を進めるよう、働きかけています。 ・年度末に、障がい者の人権や、手話に関する学習の実施状況を把握し、今後の取組につなげていきます。</p>	<p>・子どもの発達段階に応じ、障がい者の人権に係る問題を解決するための学習が系統的に行われるよう、各学校が作成している人権教育カリキュラムの改善と人権学習指導資料の活用を促進します。 ・各教科の教材や内容に関連づけて、手話についての学習を進めるよう、働きかけていきます。</p>	教育委員会	人権教育課
	<p>⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、ろう者をはじめ聴覚障がい者と話す方法等についての授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。 また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。</p>	<p>・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を33回開催しました。 ・県民手話講座において、小学校5校、中学校2校、高校3校で手話講座を開催しました。また、県立図書館において「手話のおはなし会」を実施し、子ども22人を含む35人の参加がありました。</p>	<p>・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を22回開催しました(令和7年11月末時点)。 ・県民手話講座において、小学校8校、中学校1校、高校3校で手話講座を開催しました。また、三重県聴覚障害者協会が県立図書館において「手話のおはなし会」を実施し、子ども8人を含む14人の参加がありました。</p>	<p>・引き続き、学校出前授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを進める必要があります。 ・引き続き、学校を対象とする手話講座を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図る必要があります。</p>	<p>・引き続き、学校出前授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを進めます。 ・引き続き、県民手話講座において、学校を対象とする手話講座を開催します。</p>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課 障がい福祉課 (聴覚障害者支援センター)

基本的施策 4	ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
------------	---------------------

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組状況(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の取組予定	所属
施策の展開 (1)	ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上					
【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① ろう児に対する手話教育の環境整備等 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法を周知します。 また、ICT機器を活用したオンライン教材を提供する際には、手話等の情報保障に取り組めます。	・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざし、手話の学習に取り組みました。 ・電話リレーサービスについて、サービス制度や利用方法等について保護者に周知しました。 ・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組めました。	・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざし、手話の学習に取り組みました。 ・昨年度電話リレーサービスの制度や利用方法等について保護者に周知した結果、今年度電話リレーサービスを利用した聾学校への連絡がありました。 ・聾学校においてオンライン教材を活用する際には手話等の情報保障に取り組んでいます。	・学校生活全般を通して、手話の学習及び手話による学習に取り組みました。引き続き、幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備する必要があります。 ・聾学校においてオンライン教材を活用する際には手話等の情報保障に取り組めます。	・聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。 ・聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組めます。	教育委員会 特別支援教育課
	② 教職員に対する研修の実施 聾学校において、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。	・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を12回実施しました。	・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を10回実施しました。	・手話研修会では、学校教育や日常会話に用いる手話を中心とした内容を実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました。引き続き、教職員を対象とした手話研修会を実施する必要があります。	・聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。 ・聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座について、計画的に実施します。	教育委員会 特別支援教育課

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組状況(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の取組予定	所属
-----------	------------------	------------	--------------------	----------	------------	----

施策の展開 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等					
--------------	------------------------------	--	--	--	--	--

【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を38回（初級19回、中級19回）実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を24回（初級12回、中級12回）実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・保護者を対象とした手話講習会では、より参加しやすい形式として内容を初級・中級に分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者への手話に関する相談及び支援とともに講習会を実施する必要があります。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	教育委員会 特別支援教育課
--	--	--	--	--	--	------------------

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組状況(11月末時点)	取組の成果と課題	令和8年度の取組予定	所属
-----------	------------------	------------	--------------------	----------	------------	----

施策の展開 (3)	聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保					
--------------	-----------------------------	--	--	--	--	--

【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を38回（初級19回、中級19回）実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を24回（初級12回、中級12回）実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	・保護者を対象とした手話講習会及び個別の相談を実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者を対象とした教育相談等を実施し、保護者の手話に関する学習の機会を確保する必要があります。	・聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者への手話に関する学習の機会を確保するため、教育相談を実施します。	教育委員会 特別支援教育課
	② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等 子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある乳児の保護者を対象に手話学習会を実施するなど、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。	・子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある0歳児の保護者を対象に、手話に触れる機会を確保するため、0歳児療育（つくしんぼ）親子活動や保護者講座の中で、手話学習会を10回実施しました。	・子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある0歳児の保護者を対象に、手話に触れる機会を確保するため、0歳児療育（つくしんぼ）親子活動や保護者講座の中で、手話学習会を6回実施しました。	・聴覚障がいのある0歳児の子育てにおいて、手話が親子関係を築く一助となることから、手話に関する学習機会を確保する必要があります。	・引き続き、子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある0歳児とその保護者への支援の一環として、手話学習会の開催など、手話に触れる機会を確保することにより、その普及に努めます。	子ども・福祉部 子ども心身発達医療センター

基本的施策 5 事業者への支援【条例第12条】

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	取組の成果と課題	令和8年度の実績	所属
施策の展開 (1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援 【第12条】 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	① サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮について、事業者（主に接客を行う店舗、飲食店、観光業等）を対象に、専門員が積極的にアウトリーチを行うことで、啓発を図ります。併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一つとしての手話の使用について周知を行います。	・令和6年4月からの障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の法的義務化について、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、事業者に対してアウトリーチによる啓発を行いました。 啓発件数 126件	・令和6年4月からの障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の法的義務化について、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、事業者に対してアウトリーチによる啓発を行っています。 啓発件数 107件	・引き続き、事業者に対してアウトリーチによる啓発を行う必要があります。	・引き続き、事業者に対してアウトリーチによる啓発を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② 福祉サービス事業所等に対する周知の推進 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、福祉従事者研修など様々な機会を通して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用等に関する合理的配慮について周知を図ります。	・三重県手話言語条例や厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所向けのホームページで紹介し、合理的配慮の提供について周知を図りました。	・三重県手話言語条例や厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所向けのホームページで紹介し、合理的配慮の提供について周知を図っています。	・障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所に対して、引き続き周知を図る必要があります。	・引き続き、合理的配慮の実施について、周知を図ります。	子ども・福祉部 医療保健部	障がい福祉課 長寿介護課
	③ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。	・手話対応が可能な医療機関は、令和7年3月31日時点で20機関となっています。 ・「医療ネットみえ」において、引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めました。	・手話対応が可能な医療機関は、令和7年11月末時点で19機関となっています。 ・「医療ネットみえ」において、引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めています。	・手話対応が可能な医療機関は、令和7年11月末時点で19機関となっています。現状として当該情報の提示は、医療機関の任意であることから、引き続き医療機関に対して周知し、協力を得ていく必要があります。	・引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めます。	医療保健部	医療政策課
	④ 観光施設等における情報保障の推進 バリアフリー観光を推進するため、関係機関と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊施設に対して聴覚障がい者とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスをを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「心のバリアフリー認定制度」普及促進の取組 <ol style="list-style-type: none"> ①全県向け「心のバリアフリー認定制度」普及促進セミナー1回(2/19：鳥羽市内で開催) ②「心のバリアフリー認定制度」エリア別研修会計2回(12/18：紀北町内、1/21：津市内で開催) ③バリアフリー施設調査&アドバイス 県内8か所実施(宿泊施設4か所、観光施設4か所) ●伊勢志摩バリアフリーツアーセンターのホームページ改修 以下の条件に対応したWebサイトを3月公開 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンでの閲覧対応 ・地域や目的など複数の条件による検索機能の充実 ・多言語対応(英語、繁体字、簡体字等) ・最新情報への更新が容易にできること 	<ul style="list-style-type: none"> ●「心のバリアフリー認定制度」普及促進の取組 <ol style="list-style-type: none"> ①全県向け「心のバリアフリー認定制度」普及促進セミナー1回(2月：志摩市内で開催予定) ②「心のバリアフリー認定制度」エリア別研修会計2回(9/30：松阪市内、12/16：いなべ市内で開催予定) ③バリアフリー施設調査&アドバイス 県内8か所実施予定(令和7年11月末時点で宿泊施設2か所、観光施設1か所調査済み) 	・バリアフリー観光をさらに推進するため、引き続き、宿泊施設等に対する実態調査、施設管理者へのアドバイス、「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進に向けて、バリアフリー接遇研修を実施し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスをを行います。	・引き続き、関係機関と連携し、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、国の「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進に向けて、バリアフリー接遇研修を実施し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方々とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスをを行います。	観光部	観光振興課
	⑤ 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一つとしての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援策について周知を図ります。	・ステップアップカフェ「だいたい食堂」を中心に定期的に開催しているセミナー(ステップアップ大学)において、手話通訳者が必要な場合は申込時に確認を行いました。(該当者0人) ・6月に三重労働局等と共催で開催したセミナーにおいて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、ジョブコーチなど事業主向け障がい者雇用支援策を紹介しました。(セミナー参加者201人) ・9月に開催したステップアップフェア「企業説明会」に参加者向けに手話通訳者を配置しました。(該当者0人) ・11月に開催した第62回技能五輪全国大会及び「第44回全国障害者技能競技大会」における三重県選手激励会で、聴覚障がいの選手向けに手話通訳者を配置しました。(該当者1人)	・9月～10月に開催した「企業説明会」に参加者向けに手話通訳者を配置しました。(該当者0人) ・9月に開催した「第63回技能五輪全国大会」及び「第45回全国障害者技能競技大会」における三重県選手激励会で、聴覚障がいの選手向けに手話通訳者を配置しました。(該当者1人) ・令和7年10月～開催した委託訓練において、委託訓練受講者(聴覚障がい者)に対するケース会議(初回・中間)に手話通訳者を配置しました。(各2人ずつ)	・オンラインセミナーでの周知の手法に工夫をこらす必要があります。	・企業説明会などのイベントにおいて、手話通訳者が必要との申込があった場合には、引き続き手話通訳者の派遣を行います。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
	⑥ 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣 県内各ハローワーク等が実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。	・県内7地域で開催された障がい者就職面接会に、手話通訳者17人を派遣しました。	・県内7地域で開催された障がい者就職面接会に、手話通訳者8人を派遣しました。	・就職面接会において、手話通訳のサービスを提供したことで、企業とろう者のマッチングにつなげることができました。	・令和8年度も9月から11月に県内の障がい者就職面接会(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀の7地域)を予定しており、手話通訳者を派遣予定です。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課

基本的施策 6	手話に関する調査研究の推進【条例第13条】					
条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度の実績	令和7年度の実績	令和8年度の実績	令和9年度の実績	令和10年度の実績
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等					
【第13条】	県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。					
	① 手話に関する調査研究への協力 一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・ろう者や手話通訳者等の関係団体、県関係各課等が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力しました。	・手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、今後依頼があった場合は、手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・引き続き、手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力する必要があります。	・引き続き、手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	子ども・福祉部 障がい福祉課

[数値目標の現状]

関連 施策 番号	項目	令和5年度(年度末) ※第3次計画策定時	令和6年度	令和7年度(11月末時点)	令和8年度(年度末)	令和9年度末 (計画目標)
◎1	聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数	118人	134人	132人		150人
◎2	登録手話通訳者数(県)※1	115人	116人	120人		135人
○1 ◎2	手話通訳者の派遣件数(県) ※2	670件	659件	477件		900件
◎3	手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	76.9%	73.2%	68.8%		80%
○3 ◎4	聾学校における保護者向け講習会の参加者数(累計) ※4	2,753人	3,123人	3,395人		3,900人
◎5	事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数	173件	126件	107件		100件

※1 3月31日時点の登録者数

※2 県の実績(記者会見等への配置を含む)+三重県聴覚障害者支援センターの実績(遠隔手話通訳サービスを含む)

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合(県キッズ・モニターアンケート)

※4 令和8年度目標は平成29年度～令和8年度の累計